

給食停止等に関する手続きについて

令和4年1月

給食担当

所定の用紙で事前に届出があった場合は、給食を食べない期間に応じて学校給食費の減額や返金が行われることがあります。

給食を止めた場合、止めた給食を再開したい場合、連続して3日以上給食を欠食する場合は、届出を学校にご提出ください。原則、届出は給食を止めたい（再開したい）日の4日前（休日等を除く）までをお願いします。

それぞれのケース	届出用紙
給食を停止したい場合	給食停止（再開）届 ※停止に○印
給食を再開したい場合	給食停止（再開）届 ※再開に○印
連続して3日以上で給食を欠食する場合 ※一時的に欠食する場合	欠食届

注意事項

- 届出を受けた日の翌日から起算して4日目（休日等を除く）以降が給食費の返金対象となります。

特別対応

- 新型コロナウイルス感染症対策による出席停止中の場合のみ、連絡を受けた日の翌日から起算して4日目（休日等を除く）以降が給食費の返金対象となります。なお、届出につきましては、後日提出してください。なお、出席停止が延長になった場合は、その都度、連絡及び届出が必要となります。

※欠食を希望される方は、事務室（9時～15時まで）へ直接ご連絡ください。

〈問合せ先〉	宮本中学校事務室
〈電話〉	047-422-8127
〈時間〉	9時～15時